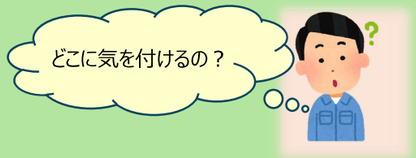


一人ひとりの方が、自らの意思が反映された日々を送ることができるように支援することです。



意思を形作る（形成）、その意思を外部に伝える（表明）、意思をかなえる（実現）の各段階で、意思決定を妨げているものがないように配慮することが大事です。

想いを感じる、その先に

障害者意思決定支援ガイドライン（概要）

（兵庫県版）

さりげないのない人がいる

相手に意思を伝える、その想いをかなえる･･･簡単に見えて実はとっても大変な時もあります。まして、相手の想いを汲み取るためには、気をつけるべきことが沢山あります。

それでもあきらめない、一人ひとりの想い・願いに寄り添った支援をしていくことが、本当の支援だと思います。私たちの支援のやりがいにもつながるとても大事なものです。



このリーフレットは、ガイドライン（兵庫県版）に基づき、一人ひとりの意思決定支援を行う際の手がかりとなるものです。

概要をこのリーフレットで把握したうえで、ガイドラインを参考に、一人ひとりの想いに寄り添っていきましょう！

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設協会

意思決定支援って？



意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるために行う支援の行為及び仕組みのことです。

なお、あらゆる手段を尽くしても本人の意思を汲み取ることができない場合には、意思決定支援とは別に、本人の意思及び選好を推定し、“本人が最も望んでいること”は何かを解釈し、その実現に向け支援を行うことが求められます。



意思決定支援においては、知的障害のある方が自ら意思決定ができるように支援することが大事です。様々なアプローチを駆使して、本人の意思を汲み取り、また、本人の意思が歪められることなく表明されるように支援を行うことが求められます。

意思決定支援の原則って？



イギリスの「意思決定能力法（Mental Capacity Act, MCA 法：2005 年）」では、基本的原則を以下のように整理しています。

① 全ての人は、能力を欠いていると立証されない限り、能力を有すると推定されなければならない。
② 本人の意思決定を助けるためのあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかった場合にのみ、意思決定ができないと見なされる。
③ 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって、意思決定ができないと見なされてはならない。
④ 意思決定能力がないと判断された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト（本人の意思及び選好の推定に基づく最善の解釈）に適するように行わなければならない。
⑤ そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由の制限がより小さい方法で目的を効果的に成し遂げられないか、考慮しなくてはならない。

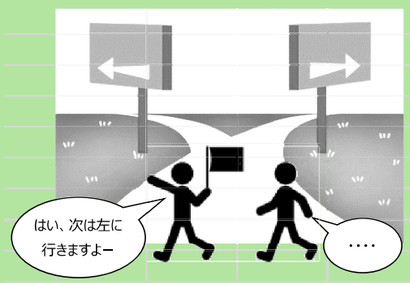


ここで重要なポイントとしては、本人の意思決定支援においては、最初に代理決定（わが国の成年後見制度）があるのではなく、あくまでも本人に意思決定能力があるという前提で、その意思のありかを探ろうという姿勢であると考えられます。これらのことは、意思決定支援にとどまらず、支援全般の基盤としても大事にすべき視点であると言えます。

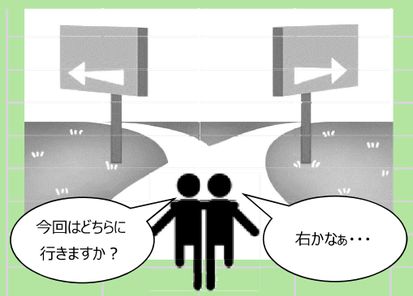
支援者はどう関わるの？



【望ましくない関係】（ツアーガイド型）



【望ましい関係】（伴走支援型）

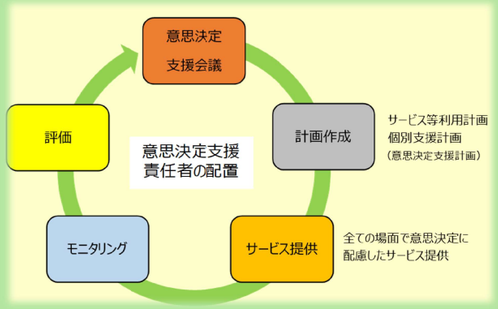




左のような関係では、支援者が本人の意見や表情等を意に介さずに物事を決めてしまいます。支援者の意思が本人に優先してしまうことになります。

右のような関係では、支援者が本人の意見や表情等に注意を払いつつ、本人に寄り添って一緒に選択していきます。支援者は、本人に伴走（横並び）しながら共に歩んでいくものです。

どんな枠組みが必要なの？

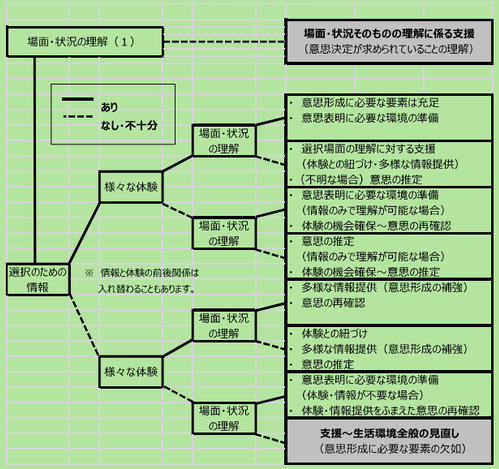


「会議」「計画」「モニタリング」「評価」と聞くと、とても難しく感じるかもしれませんが、私たちが何らかの行動を起こす際には、まずその道筋の目当てをつけ、行動し、結果を振り返っています。

これは私たちが日々の生活で無意識に行っているものと同じものです。これを目に見える形にして、一人ひとりの思いを汲み取り支援していく際のプロセスに置き換えたものが意思決定支援の枠組みとなります。

どこに気をつければいいの？

【意思形成支援】 ➡ **【意思表明支援】** ➡ **【意思実現支援】**



左のフローは意思「形成」に必要な要素について、どこに問題があるかを整理したものです。

ガイドライン（兵庫県版）では、意思「表明」および意思「実現」についてもフローを紹介しています。

これを一人ひとりに当てはめて検討してみることで、どの段階で意思決定が妨げられているか、何に気を付けて支援していけばよいかをチームとして検討していくことが容易になります。

また、ガイドライン後半部では、意思決定支援の各段階における、「管理者」「サービス管理責任者」「生活支援員」が気を付けるべき項目について、チェックリスト形式で整理しています。

事業所のみんなで考えたい・・・

障害福祉サービスの従事者一人ひとりが意思決定支援に向き合うことは、その事業所のサービスの質を格段に向上させますし、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上だけでなく、地域共生社会の実現の一助ともなります。

そのためには、行政機関等が実施している研修だけでは必ずしも十分ではありません。特定の人だけが出席し、受け身で受講するだけでは、事業所全体に浸透していくには相当の時間を要する可能性があります。

本協会では、ガイドラインを作成するとともに、自らが講師となって事業所内で話し合っていけるよう、スライド資料を同時に作成しています。

複数回にわけて、「今週はここをみんなで考えてみよう」として、主体的に考えていくことで、受け身の研修では困難な「新たな気づき」を得ることができます。

協会では、今後各事業所の意思決定支援担当者向けの研修会などを企画していく予定です。

【想いのやりとりが未来を紡ぐ】

私たちの誰しもが、自分自身の“意思”を持って日々の生活を営んでいます。時にはそれを周囲に伝え、時にはそれを我慢しながら・・・それでも私たちの想いが消えることはありません。

また、日々の暮らしの中で、自分の想いが伝わる、相手がわかってくれていると感じた時、私たちはその人の中に自分自身を見出すことができます。一方で、想いが伝わらない、わかろうとしてくれない、想いを押し付けられる時、私たちはどこにも自分を見出すことができません。

この世の中に、“意思”を持たない人は誰一人いません。意思がない、意思を欠く、といった表現や、代理制度を中心とした支援は、意思を汲み取ろうとしていない、感じようとしていないだけに過ぎません。

知的障害のある方の日々の暮らしにおいては、サービス基盤を含む環境面の整備や、地域の理解が進んできたと言えます。しかしながら、それぞれの方の想いをどこまで汲み取ろうとしてきたか、そのうえでの配慮であったかを考えた時、そこに“その人”を感じ、かけがえのない存在としてその人と相対することをしてきたか・・・このことが今日問われているところです。

兵庫県知的障害者施設協会では、1962 年の設立以来、60 年あまりにわたり、知的障害のある方およびそのご家族の幸せの実現に向け、地域に根差した活動を展開してきました。そして、このたび、障害のある方の意思決定を支援するためのガイドライン（兵庫県版）を作成しました。

ガイドライン（兵庫県版）では、本人主体の前提となる「意思決定支援」について、施設・事業所の専門職が戸惑うことなく支援ができることをねらいとして作成したものですが、ガイドラインに掲げた理念・姿勢が、専門職だけでなく広く一般に浸透していくことが、共生社会の実現には不可欠であると考えています。そして、このリーフレットは、ガイドライン（兵庫県版）の概要を紹介したものですが、意思決定を支援の意義について考える手がかりとなることを期待して作成しています。



その人の想いを感じる、そのやりとりの先に、私たちは、私たちの目の前に、かけがえのない人がいることを感じることができる・・・このような日常が当たり前に繰り広げられている社会が実現することを願ってやみません。

2026 年 3 月　障害者意思決定支援ガイドライン（兵庫県版）　検討委員会委員一同

2026 年 3 月　第 1 版
発行：　一般社団法人　兵庫県知的障害者施設協会
監修：　障害者意思決定支援ガイドライン（兵庫県版）検討委員会

（ダウンロード URL）
ガイドライン本編　https://www.hyogo-kenchikyo.or.jp/2031